

宜野湾市特定健康診査等受診促進に関する報奨金交付要綱

令和3年3月31日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康増進・疾病予防及び医療費の抑制のため、市が実施する特定健康診査(以下「特定健診」という。)、健康診査及びがん検診受診促進に向けた事業として、特定健診、健康診査及びがん検診受診率向上に寄与した団体に報奨金の交付を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定健診 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の規定により市が実施する健診で、国民健康保険被保険者のうち、40歳から74歳までの者を対象に行うものをいう。
- (2) 健康診査 生活習慣病を予防するために市が実施する健診で、国民健康保険被保険者のうち、16歳から39歳までの者を対象に行うものをいう。
- (3) がん検診 市が実施する胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診で、国民健康保険被保険者及び市から検診通知を受けた者を対象に行うものをいう。
- (4) 集団健診 市が健診機関に委託し、場所及び日時を指定して実施する健診をいう。
- (5) 個別健診 市が医療機関等に委託し、医療機関等で実施する健診をいう。

(健診受診期間)

第3条 市が実施する特定健診、健康診査及びがん検診の受診期間のうち、報奨金交付対象となる期間は、次のとおりとする。

- (1) 集団健診 4月から11月まで
- (2) 個別健診 4月から9月まで

(対象団体)

第4条 報奨金の交付の対象となる団体は、宜野湾市内で活動するものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 部活動(小学校及び中学校)
- (2) こども会
- (3) 非営利団体が構成するこどもの活動を支援する団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象としない。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とした団体
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設立趣旨、活動内容等から報奨金の交付の対象として不相当と認められる団体
(事業の周知)

第5条 市長は、報奨金の交付の対象となる団体に対し、特定健診、健康診査及びがん検診受診率向上に向けた本事業について周知するものとする。

(交付申請)

第6条 報奨金の交付を受けようとする団体の代表者は、事業内容を理解した上で、市長が定める日までに特定健康診査等受診促進報奨金申請書(様式第1号)及び健診受診予定者名簿(様式第2号。以下「名簿」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、名簿に記載する人数は、10名以上50名以内とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、提出された名簿に記載されている者の特定健診、健康診査及びがん検診の受診実績に応じ、報奨金の額を決定し、特定健康診査等受診促進報奨金確定通知書(様式第3号)により申請のあった団体へ通知する。

(報奨金の額)

第8条 報奨金の額は、次の各号に定める額を合計して得られる額とする。ただ

し、がん検診受診者については、対象となるがん検診のうち一つでも受診した場合は、その総数に含める。

(1) 特定健診受診者総数に700円を乗じて得た額

(2) 健康診査受診者総数に700円を乗じて得た額

(3) がん検診受診者総数に300円を乗じて得た額

(交付の請求)

第9条 第7条の通知を受けた団体の代表者は、報奨金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、申請した団体が著しく不当な行為を行い、報奨金を交付する団体として適当ではないと認められるときは、報償金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該団体に対し、報奨金の返還を求めることができる。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、特定健診事業担当課が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月5日告示第143号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。